

清涼飲料水及びドリンク中のベンゼンについて



厚生労働省では、安息香酸とアスコルビン酸の両剤を添加した清涼飲料水からベンゼンが検出されたとの情報を受けて、国内でも流通する同様の清涼飲料水について試験を行ったところ、ベンゼンが検出されたものがありました。

2006年春以降、英国等諸外国では、市販製品中にベンゼンが低濃度検出されること等が公表され、ベンゼン10ppbを超える製品の自主回収が要請されております。

国内では、市場に流通する清涼飲料水等の市販品で、安息香酸とアスコルビン酸の両剤が添加されているものについて、国立医薬品食品衛生研究所でベンゼンの含有量試験を行いました。

その結果、わが国の水道法に基づく水道水の基準値である10ppbを超えてベンゼンが検出した製品が2品目ありました。

同省では、把握できるすべてのドリンク剤等について分析を実施し、必要な対応を講じると共に、都道府県等及び業界団体を通じて、自社製品の実態把握、所要の措置を講じる旨を通達しております。

当社は、厚生労働大臣登録(水道法第20条)の水質検査機関であり、水道水中のベンゼン等の分析をはじめ、上記の分析にも対応が可能です。リスク管理の一環として分析を行ってみてはいかがでしょうか?お気軽にお問い合わせください。

資料 2006年7月28日付

2006年8月7日付 厚生労働省HP

機器分析箇所 関善行